

役員報酬に関する規程

社会福祉法人庄内福社会役員報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人庄内福社会の役員及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬及び費用弁償に関する事項(別表)を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 役員報酬は理事長に対し職務の対価として法人が支給する。

(報酬の額)

第4条 報酬の額は、70,000円(月額)とする。

(支給日)

第5条 役員報酬の支給日および支払方法は職員の給与規程に準ずる。

2 役員報酬は法人の本部会計から支給する。

3 報酬の支払いに際して、所得税等法令に定められた額を控除する。

(費用弁償)

第6条 役員及び評議員、評議員選任・解任委員には会議等に出席した際の費用を弁償する。

2 会議等の出席に要する弁償額は1,000円とする。尚、同一日に複数の会議等に出席した時は、後に開催された会議等に要する費用は支払わないものとする。

3 理事長に対しては会議等に出席した際の費用は弁償しないものとする。

(会議等)

第7条 本規程における会議等とは、理事会、評議員会、監事監査、評議員選任・解任委員会をいう。

(職員給与との併給)

第8条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、本規程に基づく役員報酬及び、第6条における費用弁償については支給しないものとする。

(出張旅費)

第9条 役員及び評議員が、法人業務の為に出張する場合は、旅費規定に準ずる。

(規程の改正)

第10条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

附 則

この規程は、平成17年10月17日より施行する。

改 廃

平成28年11月28日一部改正

平成29年6月23日一部改定

平成30年12月19日一部改定

(第4条 報酬額の改定、第8条に条文を追加し以下条文を繰り下げる)

令和5年4月1日

(第4条 報酬額の改定)

別表

報酬及び費用弁償

種別	報酬		費用弁償	
	月額			
理事長	月額	70,000 円	会議等 出席 1 回に つき 1,000 円	
理事				
監事				
評議員				
評議員選任・解任委員				

会議等

理事会	理事長、理事、監事
評議員会	理事長、監事、評議員
監事監査	監事
評議員選任・解任委員会	理事長、評議員選任・解任委員